⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）
⑷　別表２－１の審査用資料
　資料には作成日を記述すること。指針に基づき作成する資料については、指針別表１に例示された項目以外に申請する項目についても、指針に準じて作成すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。
　ただし、ＭＬＡＰ又はＩＳＯ17025の認定をもって簡略化された審査を希望する機関は、別表２－１の「１．管理的事項」のうち１－１－６、１－１－８及び１－２－１、さらに、試料の分析及び定量結果の確定の作業を外注する場合は１－１―10を提出することをもって、「１．管理的事項」で要求されるその他の資料の提出は不要である。
⑸　試料採取などの外注の有無を記述した資料（共同受注の形態を含む。該当がある場合には、外注の理由、外注する作業、外注先、全体の業務管理の実施方法及び責任の所在について記述するとともに、当該外注先より本申請が別途行われない場合には、当該外注先と協議の上、関連する⑶及び⑷の資料を添付する。）
⑹　過年度の審査で合格し既に平成25年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合、過年度の審査で合格し平成25年度に作業の範囲を拡げて改めて申請する場合及び、平成24年度までの受注資格を有している機関が引き続き申請する場合においても、別表２－１の審査用資料は⑷に従って提出すること。
⑺　一般環境大気については平成20年３月に、土壌及び底質については平成21年３月に、調査マニュアル又は調査測定マニュアルが改訂されている。排出ガス及び排出水については、平成20年１月にＪＩＳが改正されている。また、ＪＩＳの改正に伴い、ＪＩＳを準用している公共用水域及び地下水質についても測定方法が変更されている。さらに、その他の項目については、毒性等価係数の見直しにより、その取扱いが変更されている。申請に際しては、これら最新のマニュアル、ＪＩＳ及び毒性等価係数を用いることとする。
⑻　「食事試料」を申請項目とする場合については、⑽の「注意事項」を参照すること。
⑼　各種マニュアルやＪＩＳにない測定方法を採用する場合については、⑽の「注意事項」を参照すること。
⑽　提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成25年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第２　生物検定法に関する審査

１．審査の申請
　平成25年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、生物検定法による測定により受注を希望する機関は、下記２．⑴から⑷で定める書類（⑷中、別表２－２の２－６－１を除く。）を「第４　共通事項」の１．の期間中に10．あてに提出されたい。申請できる項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び燃え殻」とする。なお、既に平成25年度の受注資格を付与された機関は、当該項目について改めて申請する必要はない。
　また、以下⑴～⑶の条件を満たす機関のみ生物検定法に係る本審査を申請できるものとする。
⑴　教育及び訓練（技術提供元によるトレーニング受講証明書及びクロスチェックの結果等）に関する記録を持っていること。
⑵　申請項目に関して、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の一貫分析機関の受注資格で平成25年度に有効なものを申請時点で既に保有している機関又は平成25年度の同資格を申請する機関であること。（なお、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の受注資格が認められなかった申請項目については、生物検定法の受注資格は認められない。）
⑶　相当数の業務実績があること。
　また、提出書類の受理後、初期審査を行い、合格した機関については、模擬試料（抽出液）を配付して、分析を行った結果について別表２－２の「２－６－１」の品質保証・品質管理結果報告書の提出を求める。模擬試料の配付日及び品質保証・品質管理結果報告書の提出期限は別途通知する。品質保証・品質管理結果報告書は「第４　共通事項」10．あてに提出することとする。なお、初期審査の合否の連絡については、模擬試料の配付をもって代えることとする。

２．提出書類及び注意事項
⑴　申請書（様式１）
⑵　申請項目及び作業（別表１－２）
⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）
⑷　別表２－２の審査用資料
　資料には作成日を記述すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。
⑸　過年度の審査で合格し既に平成25年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合、過年度の審査で合格し既に平成25年度の受注資格を有している機関が測定方法（平成17年環境省告示第92号の測定方法）を追加申請する場合及び、平成24年度までの受注資格を有している機関が引き続き申請する場合においても、別表２－２の審査用資料は⑷に従って提出すること。
⑹　申請対象となる作業の範囲は、一貫分析機関のみとする。
⑺　平成22年３月に排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法マニュアル（生物検定法）を改訂したため、申請に際しては最新のマニュアル（平成22年３月改訂）を用いることとする。
⑻　提出書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成25年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

第３　ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）に関する審査

１．審査の申請
　平成25年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）による測定により受注を希望する機関は、下記２．⑴から⑷で定める書類を「第４　共通事項」の１．の期間中に10．あてに提出されたい。申請できる項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び燃え殻」、「土壌」とする。（ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）の「底質」は審査対象に含めない。）
　また、以下の条件を満たす機関のみＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）に係る本審査を申請できるものとする。
　申請項目に関して、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の一貫分析機関の受注資格で平成25年度に有効なものを申請時点で既に保有している機関又は、平成25年度の同資格を申請する機関であること。（なお、ＧＣ／ＭＳ法（従来法）の受注資格が認められなかった申請項目については、ＧＣ／ＭＳ法（簡易測定法）の受注資格は認められない。）

２．提出書類及び注意事項
⑴　申請書（様式１）
⑵　申請項目及び作業（別表１－３）
⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）
⑷　別表２－３の審査用資料
　資料には作成日を記述すること。別表２－３の「１．管理的事項」のうち１－２－１及び２．技術的事項を提出すること。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。
⑸　過年度の審査で合格し既に平成25年度の受注資格を有している機関が申請項目を追加する場合、過年度の審査で合格し既に平成25年度の受注資格を有している機関が測定方法（平成17年環境省告示第92号の測定方法又は平成11年環境庁告示第68号）を追加申請する場合及び、平成24年度までの受注資格を有している機関が引き続き申請する場合においても、別表２－３の審査用資料は⑷に従って提出すること。